

議案第九号

損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区长 武井雅昭

損害賠償額の決定について

港区は、平成三十年十月一日区所有の南青山二丁目用地内に区が設置している仮設フェンスが台風の影響により倒壊し、隣接する敷地内の建物の空調用排水管を破損させた事故に対し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

一 損害賠償額 百二十五万八千二百円

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定に基づき、本案を提出いたします。